

# 会員登録規程

## (総則)

第1条 福島県ソフトテニス連盟(以下本連盟)規約第8条により本規程を定める。

## (目的)

第2条 本規程により、ソフトテニスの一層の普及活動のための基盤として、本連盟及びその加盟団体(下部組織を含む、以下同様)における会員組織と会員の把握を明確に行うとともにあわせて各組織の財政に寄与させるものとする。

## (加盟団体)

第3条 加盟団体とは、本連盟規約第6条に規定された本連盟の趣旨に賛同した各地区を代表するソフトテニス競技団体、又は全県に組織されたソフトテニス競技団体及びその下部組織をいう。

## (会員)

第4条 本連盟がいう会員とは、第3条に規定した所属団体に属する者、及び第3条に規定された所属団体に属さない個人で本連盟に登録した者をいう。

## (会員の資格)

第5条 本連盟及び加盟団体が行うすべての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加する者は、本連盟の会員でなければならない。

## (会員登録)

第6条 会員は、所属団体から加盟団体を通じて本連盟へ登録するものとする。

## (登録の場所)

第7条 登録の場所は、居住地又は勤務地からの登録を原則とする。

ただし、上記以外は居住地又は勤務地の属する地区連盟会長へ通知するものとする。

## (登録手続期間)

第8条 会員登録は、毎年行うものとし4月1日から6月30日までの間に手続きを完了しなければならない。

特別の事由により、上記の期間内に手続き不能の場合は、その事由を付して加盟団体長

名により本連盟に申請の上承認を得なければならない。

(登録手続)

第9条 会員の登録は別に定める様式に基づき行うものとする。

(登録の変更)

第10条 会員が転居等により所属団体等登録手続内容が変更となる場合は、別に定める様式に基づき、登録内容の変更手続を行うものとする。

(登録の取消)

第11条 競技者が次の項目に該当した場合、常任理事会の決議を経て会員登録を取消す。

1. 会員としての資格を失った場合
2. 本連盟規約並びに加盟団体規約等に違反した場合
3. 会員が本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は義務に違反し著しくその目的に反する行為があった場合

(登録料)

第12条 本連盟の登録料は1名1年間につき次のとおりとする。

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1. 一般(社会人等)  | 1、500円 |
| 2. 小学生       | 1、000円 |
| 3. 高体連加盟の高校生 | 1、200円 |
| 4. 中学生       | 1、100円 |

(附則)

第13条 この規程は、平成12年4月1日より適用し、平成12年12月より施行する。

平成 15 年 3 月 8 日 一部改正

平成 17 年 3 月 5 日 一部改正

平成 24 年 3 月 10 日 一部改正

平成 25 年 3 月 16 日 一部改正